

豊見城市よりお知らせ

令和2年10月1日から 産婦健康診査事業がスタートします！

豊見城市では、令和2年10月1日より、産婦さんと赤ちゃんの健康を守るため、産婦健康診査事業（以下、産婦健診）を実施します。

（対象者）

令和2年10月1日以降に産婦健診を受診する方で、豊見城市に住民票がある、出産後8週以内の産婦さん

※豊見城市から、産婦健診を実施していない市町村に転出された場合は、交付された受診票は使用できません。ご注意ください

（受診票の交付）※産婦健診を受けるには、受診票が必要です

◆令和2年10月以降に親子健康手帳の交付を受ける方
親子手帳交付時に受診票をお渡します

◆令和2年9月以前に親子健康手帳の交付を受けた方

出生届出時に豊見城市子育て支援課窓口にて配布、または産婦健診実施機関でも配布しています

（受診回数と時期）

2回以内（出産後2週間頃と1か月頃に各1回）

（健診内容）

健康状態・育児環境の把握、血圧測定・体重測定、尿検査（蛋白・糖）

赤ちゃんへの気持ち質問票、エジンバラ産後うつ質問票（※必ず受ける必要があります）

（受診票の助成額）

1回あたり上限5,000円 ※上限を超えた分は自己負担となります

注意事項

※豊見城市から産婦健診を実施していない市町村に転出された場合は、受診票を使用することができません。転出先の市町村窓口にて必ずご確認ください。

※豊見城市と産婦健診事業の委託契約をしていない医療機関等で産婦健診を受診した場合は、受診票の助成上限額の範囲内で自己負担した費用の払い戻し申請ができます。

※定められた検査を受けていない場合、またそれ以外の検査、治療、お子様の健診、文書料等については助成の対象となりません。

※里帰り先で産婦健診を受診する場合は子育て支援課までご連絡ください。

※豊見城市では産婦さんと赤ちゃんの健康を守るため、産婦健診結果によりご連絡する場合があります。ご了承ください。

（お問合せ先） 豊見城市子育て支援課

TEL 098-850-0143